

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	161	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営費については、国庫補助対象外となっているが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助要件に満たない放課後児童クラブが以下のとおり存在している。

【具体的な支障事例】

放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の複数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。

【制度改正の必要性】

中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。

○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数

平成23年度: 8クラブ / 135クラブ

平成24年度: 7クラブ / 137クラブ

平成25年度: 6クラブ / 138クラブ

平成26年度(予定): 5クラブ / 144クラブ

根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国庫補助の対象とならない小規模なクラブ(利用者9人以下)は、平成25年の厚生労働省実施状況調査でも全国で618クラブあり、24県で単独補助制度を設け、支援している。こうした小規模な放課後児童クラブは、子ども・子育て支援新制度移行後も一定数見込まれる。

働きながら子育てできる環境へのニーズは全国共通であり、とりわけ人口減少の危機に直面する中山間地域にあっては切実である。

補助要件を満たすためにクラブを集約することは、送迎など児童・保護者とも負担が増す。一方で、身近な地域にクラブがあれば、雇用の創出につながり、安心して子育てできるという「質の改善」にもつながる。

地域で子育てができ、地域に住み続けられるよう、新制度における「質の改善」の中で、小規模な放課後児童クラブに対する補助制度が拡充されるよう、優先的に検討すべき。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	259	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	相模原市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【国の動向】核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示された。

【本市の実情】本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受入れを行っており、また、運営費補助を行っている民設民営が21箇所あり約580人の児童の受入れを行っている。(平成26年度)

本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学校区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における少人数学級の推進等の影響により、現状においても小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。

【本市の実情を踏まえた必要性】このため、今後、待機児童対策の推進にあたり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に図っていく必要がある。

こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえ、緩和を提案するもの。

根拠法令等

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(平成26年4月1日厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働省事務次官通知)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【意見】

公共施設マネジメントの観点から、いわゆるハコモノの新増設は困難な状況の中、待機児童対策の推進にあたり、需給に応じた臨機な対応が図り易い、民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブについて積極的な活用を図る必要がある本市の実情について、十分ご理解いただきたい。

また、小規模な放課後児童クラブの利用者負担が、公立児童クラブと比べ2～3倍になっている現状についても、ご認識いただきたい。

本市における現状や必要性を踏まえ、新制度における「質の改善」事項で再検討していただき、是非とも緩和していただきたい。

なお、平成27年4月施行予定の新制度の施行時期が遅れる場合は、現行の補助要綱の改正による対応も含めて検討いただきたい。

【質問】

・事業の効率性、安定性の観点から10人以上を補助対象としていると認識しているが、10人未満の小規模な放課後児童クラブが効率性に欠ける具体的根拠、並びに、利用者負担に頼らざるを得ない現状を踏まえると、補助要件を緩和することで、利用者負担の平準化や、より安定的な運営が行えると考えているが、この点について貴省の見解を示されたい。

・「放課後子ども総合プラン」において、平成31年度までに、新たに約30万人分の定員枠を拡大する方針が示されたが、定員拡充策の施策の一つとして、本市が提案している民間資源を活用した小規模な放課後児童クラブの拡充の必要性について、貴省の見解を示されたい。

・他の充実メニューとの優先順位も含め再検討する必要がある旨1次回答が示されたが、子ども子育て支援会議で再検討する際は、本案件は検討事項に含まれるのか貴省の見解を示されたい。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれているが、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	436	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。

【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。

〔障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置
- 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置
- 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置
- 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置

〔ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例〕

- 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置
- 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置

障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要性が生じている。

現在の加算要件では、平成25年度実績で約127百万円を神戸市において負担している。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2)障害児受け入れ推進事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市では、発達障害や知的障害の児童が増えており、独自に、障がい児1人ごとの運営費の加算を行っているが、こうしたきめ細やかな支援なしには、障がい児を含むすべての児童が自分らしさを保ちながら集団の中で過ごし、児童同士が支え合う環境とはなりにくい。今後、高学年の受け入れに伴い、障がい児がさらに増加するものと見込んでおり、これまで以上に、受け入れ体制の強化が必要になると考えている。

また、放課後等デイサービスの事業所の多くは、10人を定員とする小規模な施設であるほか、指導員以外に管理者が配置されるなど放課後児童クラブとは運営体制が異なっており、同一の加配基準とすることは適当ではないと考えている。

国では、障がい児を5人以上受け入れるクラブについての補助の拡充が検討されているが、本市においては障がい児を5人以上受け入れているクラブは6クラブに過ぎず、今後も、障がい児を1つのクラブに集めない限り、補助の要件となる5人以上の障がい児がいるクラブは少ないと見込んでいる。障がい児についても、できるだけ自分の住む地域において安心・安全に放課後児童クラブを利用できるようにすべきであり、どこかに集めるという方法をとる予定はない。

このような地域の実情を踏まえた上で、子ども子育て支援会議等において障がい児1人ごとの受け入れに対する補助の仕組みについて再度検討されるのか、お伺いしたい。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案団体からは、障害児の受け入れには、障害の態様によるとはいえ、実際には1人で1人をケアする体制が必要な場合も多い、さらに今後は手厚いケアが必要な場合が多い高学年の障害児の受け入れが増加し、現場の体制にこれまで以上の充実が必要であるとの指摘もあり、提案を実現する方向で検討すべきである。

○ 5人以上受け入れる場合の加算を検討するとしているが、障害児に対する放課後デイサービス(対象は主に小学校～高校生となっている)における職員加配措置と同様の要件を設定する理由は何か。補助制度のあり方としては、他のサービスで実績があるからという理由ではなく、提案団体からの指摘に応え、実際の障害児のケアに支障が出ないようにすべきではないか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。なお、「5人以上」の加算要件を緩和することについては、更なる財源の確保が求められることとなり、対応することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	437	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。
本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日「6時間超」という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。
【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2)長時間開設加算額

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

さらに、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の放課後児童クラブのうち、平日の開始時刻が13時よりも早いものは平成25年9月現在1割弱(昨年度から変更なし)である。これは低学年の授業終了時刻が14:30であり、準備時間を含めても13時以降の開始で足りるとするクラブが多いことによる。

一方で、終了時刻が19時であるクラブは3割強あり、昨年度に比べて10ポイント増加した。これは、平成26年度に、19時延長を実施するクラブに対して本市が独自に運営費助成の拡充を行ったことによる。

しかし、本市の場合終了時刻を19時としても、開所時間数が6時間超ではないため、国の補助対象とはならない。開所時間数を延長すれば補助対象となるが、19時延長のために準備時間を増やす必要性は低い。

また、全国的にみても、本市と同じように、開所時間が6時間超ではないものの、18:01以降の延長に取り組んでいるクラブが少なからず存在するものと思われる。

終了時刻の延長と開所時間数は必ずしも一体的である必要はなく、学校の終了時刻など地域の実情に応じて開所時間数を設定した上で、小1の壁の解消、終了時刻の延長に取り組むことは十分可能と思われる。

国の補助金は積算根拠が示されておらず、基本額に6時間開設の運営費が含まれていることが不明であること、また、保護者から終了時刻の延長がとくに求められている現状を踏まえると、終了時刻の延長に対する補助ということを明確にし、開所時間数は地域の実情に応じたものとなるよう補助制度の見直しをお願いしたい。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 長時間開設加算を行う目的は何か。一律に「6時間超」を条件としているが、現場では職員の勤務可能な時間など様々な課題もあるようである。延長開設を促進することが目標であるとするれば、要件は延長開設を実施しているか否かで考えるべきではないのか。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項の一つに含まれており、今後、他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなるため、現時点で直ちに措置することは困難である。

平日の開設時間が6時間までのクラブには、通常の運営費が補助されており、さらに6時間を超えて開設するクラブに長時間開設加算が行われている。6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算措置を講じる必要があり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考ええる。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。

補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。
また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

<放課後児童クラブに関して>

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

①本事業の位置づけが変わってしまうこと

②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。

<放課後児童クラブ>

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 10

管理番号	953	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	内閣府、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。

《地域子育て支援拠点事業》

開設時間や職員の配置基準等の要件緩和

【支障事例】

・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。

【提案実現の効果】

・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。

《放課後児童クラブ》

利用児童数の下限等の要件緩和

【支障事例】

・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。

【提案実現の効果】

・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上が期待される。

根拠法令等

「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知)

「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について」(H26.4.1厚生労働省発雇児0401第15号厚生労働事務次官通知)

《地域子育て支援拠点事業》

提案の補助要件を緩和した場合には、現在各自治体で実施している同種の事業が大量に国庫補助対象となることが見込まれる。現在、消費税収を活用し、「量の拡充」「質の改善」を行うこととしている中で、更なる財源の確保が求められることとなることから、実施は困難である。

なお、地域子育て支援拠点事業は、核家族化等の進展により、地域の子育て力が低下する中で、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業であり、子育て家庭の不安感・負担感を軽減できるよう、子育て家庭がいつでも利用できる体制を整えておき、地域の子育て支援機能の充実を図ることが本事業の目的である。よって、現行よりも更に開設日数要件を緩和すること等は、本来の本事業の主旨に合致しないと料される。

《放課後児童クラブ》

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども子育て支援会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

《地域子育て支援拠点事業》

回答にあるように、地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業である。こうした事業は人口減少地域においても確保されるべきであり、利用状況等から開設日数や職員配置が現行の補助基準に満たないもので足りる場合においても、一定の補助が必要であると考えます。

なお、人口減少地域においては、子育て家庭の数が少ないこともあり、週3日以上開設ではなく、却って週1回や、月に数回など開設日を絞った方が親子が集まりやすい状況にある。また、職員も専任者2名までは必要ないと考えられ、兼任者1名といった配置で実施しているところも相当数ある状況である。

そこで、人口減少地域の実情を踏まえ、例えば、週1回以上、1日3時間以上開設、職員は1名以上で兼務でも可、といったように要件の緩和をお願いしたい。

補助基準額は相当に低くなると考えられるが、人口減少地域においても子育て環境を整えることは重要であり、そのニーズに応えるためにも検討をお願いしたい。

《放課後児童クラブ》

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援に欠くことのできないものであり、利用児童数が少ない人口減少地域の実情を十分汲んでいただいた上で、検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

放課後児童クラブの補助基準引き上げ、人数要件の撤廃を行うべき。
また、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター等の一層の拡充に向けた要件緩和を行うべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

＜地域子育て支援拠点事業に関して＞

地域子育て支援拠点事業の本来の趣旨を逸脱することのないよう十分な検討を求める。

<放課後児童クラブに関して>

提案団体の提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都市部においては、補助対象外である小規模クラブの充実が、受け皿の拡充を目指す上で重要であるとの指摘があり、中山間地域では、すでに合併等を進めた上で、なお小規模クラブが残っている現状があるが、このようなクラブに対する支援の必要性についてどう考えているか。

○ 少子化対策の緊急性・重要性に鑑みれば、人口が多いところ・少ないところ、入所児童が多い施設・少ない施設で支援に差が生じないように対応すべきと考える。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

《地域子育て支援拠点事業》

地域子育て支援拠点事業は、在宅で子育てをする家庭を支援する中核的な事業という位置づけを前提としつつ、補助要件となる開設日数を週3日から7日までにと幅を持たせるなど、地域の実状に応じて柔軟な運用ができる枠組みとしている。

更に開設日数要件を緩和した場合、

①本事業の位置づけが変わってしまうこと

②現在、消費税収を活用し、「量の拡充」・「質の改善」を行うことが求められている中で、更なる財源の確保が必要となる一方、単に財源が変わるのみで、実質的な事業の充実につながらないといった問題がある。

<放課後児童クラブ>

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

小規模の放課後児童クラブに対する補助は重要な課題の一つと考えており、地方の代表も参加して議論する子ども・子育て会議において、新制度の「質の改善」事項に含まれており、今後他の充実メニューとの予算配分の優先順位を含め、予算編成過程で検討することとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 48

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。

なお、地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づく事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認可外保育施設に関する権限については、地域の実情に詳しい市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への情報提供など、迅速で的確な対応が可能となる。

また、子ども・子育て支援新制度では「地域型保育事業」を市町村が認可するものとされている。

28年度以降の移譲であれば、子ども・子育て支援新制度の施行準備に支障はないと考える。

したがって、認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等については、市町村に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 権限移譲にあたって、市町村の人員体制上の懸念を指摘するが、都道府県においても多数の認可外保育施設を監視しきれない現実もあることや、地域型保育事業などについて市町村が単独事業として推進している事例も増えてきている以上、市町村に権限移譲すべきではないか。

認可外保育施設は、様々なものがあり、適切な指導監督等がより一層求められるものである。そのため、体制が確保された都道府県において指導監督等を行うべきである。

なお、前回、回答したとおり、自治体間の協議が整うのであれば、事務処理特例制度の活用による権限移譲が可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること

②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

- ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること
- ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 8

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。

【改正による効果】
保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。

根拠法令等

保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。

- ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こども園への移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定の対象外であること
- ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来的な保育需要を予測した量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと

全国知事会からの意見

保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。
- 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。
- 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上でも、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。

幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることのみでは、例えば、市町村計画における見込みを上回る事情があった場合に、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子ども」の利用が制限されるおそれがないとは言いきれないと考えているが、現在、自治体の運用状況等については、調査中であり、今後その実態を踏まえ、対応の可否を検討することとしたい。